



鳥取県公報

平成15年2月28日(金)

号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則 (3)(税務課) 3

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則

1 趣旨 (第 1 条関係)

この規則は、鳥取県産業廃棄物処分場税条例 (以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 用語 (第 2 条関係)

この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。

3 重量換算の要件 (第 3 条関係)

重量の計測が困難な産業廃棄物を重量に換算するときの規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能である場合であることとした。

4 重量の換算 (第 4 条関係)

(1) 条例の規定による重量の換算は、産業廃棄物の種類 (種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類) に応じ、換算係数として定めた数を産業廃棄物の容量 (立方メートルで表した容量をいう。) に乗じる方法により行うこととした。

(2) (1) により換算して得た重量の単位は、トンとすることとした。

5 特別徴収義務者としての登録の申請等 (第 5 条関係)

(1) 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書の様式を定めることとした。

(2) 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

- ア 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証 (以下「許可証」という。) の写し
- イ 最終処分場の見取図

(3) 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書に記載しなければならない知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

- ア 産業廃棄物処分業等の許可 (以下「許可」という。) に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号
- イ 最終処分場の種類

(4) 特別徴収義務者であることの証票の様式を定めることとした。

(5) 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書の様式を定めることとした。

(6) 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書に記載しなければならない知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

- ア 登録番号
- イ 変更に係る最終処分場の種類

ウ 変更内容

エ 変更年月日

オ 変更理由

6 証票の再交付（第6条関係）

特別徴収義務者であることの証票の交付を受けた者は、その証票を亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、産業廃棄物処分場税特別徴収義務者証票再交付申請書により知事に証票の再交付を申請しなければならないこととした。

7 納入申告書（第7条関係）

産業廃棄物処分場税の納入申告書の様式を定めることとした。

8 徴収猶予に係る申請書（第8条関係）

産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書の様式を定めることとした。

9 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書（第9条関係）

産業廃棄物処分場税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の様式を定めることとした。

10 納税義務者としての登録の申請書等（第10条関係）

(1) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書の様式を定めることとした。

(2) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 許可証の写し

イ 最終処分場の見取図

(3) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書に記載しなければならない知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 許可に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号

イ 最終処分場の種類

ウ 中間処理施設の種類並びに所在地及び名称

(4) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書の様式を定めることとした。

(5) 産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書に記載しなければならない知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 登録番号

イ 変更に係る最終処分場の種類

ウ 変更内容

エ 変更年月日

オ 変更理由

11 申告書及び修正申告書（第11条関係）

(1) 産業廃棄物処分場税の納付申告書の様式を定めることとした。

(2) 産業廃棄物処分場税の修正申告書の様式を定めることとした。

12 更正及び決定に関する通知書（第12条関係）

産業廃棄物処分場税の更正（決定）又は加算金決定に係る通知書の様式を定めることとした。

13 最終処分場において業として行う埋立処分の廃止等の届出（第13条関係）

(1) 特別徴収義務者は、最終処分場において業として行う埋立処分（以下「埋立処分業」という。）を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに最終処分場埋立処分業廃止届出書により知事に届け出なければならないこととした。

(2) 特別徴収義務者が埋立処分業を休止しようとするとき、又は納税義務者が最終処分場を休止しようとするときは、休止しようとする日の前日までに最終処分場埋立処分業等休止届出書により知事に届け出なければならないこととした。

(3) 特別徴収義務者が休止した埋立処分業を再開しようとするとき、又は納税義務者が休止した最終処分場を再開しようとするときは、最終処分場埋立処分業等再開届出書により知事に届け出なければならないこととした。

14 納税管理人の申告書等(第14条関係)

(1) 産業廃棄物処分場税納税管理人申告書の様式を定めることとした。

(2) 産業廃棄物処分場税納税管理人承認申請書の様式を定めることとした。

(3) 産業廃棄物処分場税納税管理人選定免除認定申請書の様式を定めることとした。

15 帳簿等への記載事項等(第15条関係)

帳簿へ記載する事項で知事が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の種類

イ アの産業廃棄物を搬入した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)

ウ アの産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票の交付番号

16 委任(第16条関係)

産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、鳥取県税条例施行規則の定めるところによることとした。

17 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則をここに公布する。

平成15年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(重量換算の要件)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(重量の換算)

第4条 条例第7条第2項の規定による重量の換算は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を産業廃棄物の容量(立方メートルで表した容量をいう。)に乘じる方法により行うものとする。

2 前項の規定により換算して得た重量の単位は、トンとする。

(特別徴収義務者としての登録の申請等)

第5条 条例第12条第3項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の6又は第10条の18に規定する許可証(以下「許可証」という。)の写し

(2) 最終処分場の見取図

3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第12条第3項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第3条第1項第4号に規定する許可(以下「許可」という。)に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号

(2) 最終処分場の種類

4 条例第12条第4項の証票は、様式第2号のとおりとする。

5 条例第12条第10項の申請書は、様式第3号によるものとする。

6 前項の申請書に記載しなければならない条例第12条第3項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登録番号

(2) 変更に係る最終処分場の種類

(3) 変更内容

(4) 変更年月日

(5) 変更理由

(証票の再交付)

第6条 条例第12条第4項の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、様式第4号による申請書により知事に証票の再交付を申請しなければならない。

(納入申告書)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める納入申告書は、様式第5号のとおりとする。

(徴収猶予に係る申請書)

第8条 条例第14条第2項の規則で定める申請書は、様式第6号のとおりとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書)

第9条 条例第15条第2項の規則で定める申請書は、様式第7号のとおりとする。

(納税義務者としての登録の申請書等)

第10条 条例第16条第2項の申請書は、様式第8号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可証の写し

(2) 最終処分場の見取図

3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第16条第2項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号

(2) 最終処分場の種類

(3) 中間処理施設(許可を受けた者が当該許可に係る業の用に供する施設又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第20条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による国土交通大臣への届出をした者がこれらの許可若しくは届出に係る同法第3条第15号に規定する廃油処理業の用に供する施設(鳥取県内に所在するものに限る。)のうち、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業処理廃棄物を処分するためのものをいう。)の種類並びに所在地及び名称

4 条例第16条第5項の申請書は、様式第9号によるものとする。

5 前項の申請書に記載しなければならない条例第16条第2項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録番号
 - (2) 変更に係る最終処分場の種類
 - (3) 変更内容
 - (4) 変更年月日
 - (5) 変更理由
- (申告書及び修正申告書)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める申告書は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める修正申告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(更正及び決定に関する通知書)

第12条 条例第19条の規則で定める通知書は、様式第12号のとおりとする。

(最終処分場において業として行う埋立処分の廃止等の届出)

第13条 特別徴収義務者は、最終処分場において業として行う埋立処分(以下「埋立処分業」という。)を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに様式第13号により知事に届け出なければならない。

2 特別徴収義務者が埋立処分業を休止しようとするとき、又は納税義務者が最終処分場を休止しようとするときは、休止しようとする日の前日までに様式第14号により知事に届け出なければならない。

3 特別徴収義務者が休止した埋立処分業を再開しようとするとき、又は納税義務者が休止した最終処分場を再開しようとするときは、様式第15号により知事に届け出なければならない。

(納税管理人の申告書等)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める申告書は、様式第16号のとおりとする。

2 条例第23条第1項の規則で定める申請書は、様式第17号のとおりとする。

3 条例第23条第2項の規則で定める申請書は、様式第18号のとおりとする。

(帳簿等への記載事項等)

第15条 条例第25条第3号の知事が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の種類
- (2) 前号の産業廃棄物を搬入した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (3) 第1号の産業廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(委任)

第16条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12

8	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
10	ゴムくず	0.52
11	金属くず	1.13
12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13	鋳さい	1.93
14	工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15	動物のふん尿	1.00
16	動物の死体	1.00
17	廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

様式第1号(第5条関係)

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者として登録を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例

第12
第12

条第1項 の規定により、次のとおり申請します。
条第2項

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物 処分業等	事業の種類	
	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	
最終処分場	種類	
	所在地	(電話番号)
	名称	
	規 埋立可能面積	m ²
	模 埋立可能容積	m ³
事業開始年月日		年 月 日

注 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
- 2 最終処分場の見取図

様式第2号(第5条関係)

第	号	
産業廃棄物処分場税特別徴収義務者の証		
鳥	取	県

備考

- 1 アルミ製とする。
- 2 縦90ミリメートル、横145ミリメートルとする。
- 3 地色は青とし、文字の色は白とする。

様式第3号(第5条関係)

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書

職 氏 名 様

登録を受けた事項に変更を生じたので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第12条第9項の規定により、次のとおり登録の変更を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登 録 番 号	第 号	
変 更 に 係 る 最 終 処 分 場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

注 産業廃棄物処分業等の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付すること。

様式第4号(第6条関係)

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者証票再交付申請書

職 氏 名 様

特別徴収義務者の証票を亡失(損傷)したため、その再交付を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

最終処分場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
亡失(損傷)した証票	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	亡失(損傷)年月日	年 月 日
亡失(損傷)した理由		

様式第5号(第7条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由		
産業廃棄物処分場税 納入申告書 (年 月分から 年 月分まで)								
年 月 日 職 氏 名 様	特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		(電 話)				
		氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		Ⓜ				
		最 終 処 分 場	種 類					
			所 在 地					
			名 称					
記入した者の氏名								
課税標準となる重量		税 率	税 額 ×					
トン		1,000円	円					
納 入 期 限		年 月 日						

注1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (トン) (ア) + (エ)
	重 量 (トン) (ア)	容 量 (m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た 重量 (トン) (エ) = (イ) × (ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

様式第6号(第8条関係)

(表 面)

産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書
(年 月分から 年 月分まで)

職 氏 名 様

徴収の猶予を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

最終 処分 場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
徴収の猶予を必要とする理由		
受け取ることができなかった金額		産業廃棄物の埋立処分に係る料金 円 産業廃棄物処分場税額 円
申告税額		円
納 期 限		年 月 日
徴収の猶予を受けようとする税額及び納入予定年月日		年 月 日 円
		年 月 日 円
		合 計 円
備 考		

注 「徴収の猶予を受けようとする税額及び納入予定年月日」欄の記載に当たっては、納入予定年月日が異なる場合は、それぞれの年月日ごとの税額を記載すること。この場合において、それぞれの税額の合計額は、「受け取ることができなかった金額」欄の産業廃棄物処分場税額以下の額とすること。

添付書類

徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類

(裏 面)

受け取ることができなかった産業廃棄物処分場税 のうち徴収の猶予を受けようとするものの明細 (年 月分から 年 月分まで)				
産業廃棄物を最終処分場に搬入した者		徴収の猶予を受けようとする産業廃棄物処分場税額に対応する課税標準となる重量	受け取ることができなかった産業廃棄物の埋立処分に係る料金	受け取ることができなかった産業廃棄物の埋立処分に係る料金の回収予定年月日
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏 名 (法人にあっては、名称)			
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
計		トン	円	
徴収の猶予を受けようとする税額 (×1,000円)				円

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た数値を「徴収の猶予を受けようとする産業廃棄物処分場税額に対応する課税標準となる重量」欄に記載すること。

様式第7号(第9条関係)

産業廃棄物処分場税徴収不能額等 還 付 申請書
納入義務免除

職 氏 名 様

還付(納入義務の免除)を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

最 終 処 分 場	種 類			
	所 在 地 名 称			
課税標準となる産業廃棄物の重量の総量		ト ン	還付(納入義務の免除)を受けようとする額の総額 円	
区 分		年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで
産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別			
	産業廃棄物の埋立処分に係る料金	円	円	円
	のうち既に受け取った金額	円	円	円
	のうち受け取ることができなくなった金額	円	円	円
	に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	ト ン	ト ン	ト ン
	納入すべき産業廃棄物処分場税額 × 1,000円	円	円	円
	のうち既に受け取った産業廃棄物処分場税額	円	円	円
	のうち受け取ることができなかった金額	円	円	円
徴収した産業廃棄物処分場税を失った場合	徴収した産業廃棄物処分場税額	円	円	円
	のうち既に納入した産業廃棄物処分場税額	円	円	円
	のうち失った産業廃棄物処分場税額	円	円	円
還付(納入義務の免除)を必要とする理由				
その他参考となる事由				

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量を「 に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量 」欄に記載すること。

添付書類

還付(納入義務の免除)を必要とする理由を証明する書類

様式第8号(第10条関係)

(表 面)

産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処分場税の納税義務者として登録を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊞

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物 処分業等	事 業 の 種 類	
	許 可 の 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
最 終 処 分 場	種 類	
	所 在 地	(電話番号)
	名 称	
	規 模	埋立可能面積 m^2
		埋立可能容積 m^3
中 間 処 理 施 設	種 類	
	所 在 地	(電話番号)
	名 称	
自 己 搬 入 の 開 始 年 月 日		年 月 日

注1 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。

2 中間処理施設が複数ある場合は、裏面に記載すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
- 2 最終処分場の見取図

様式第9号(第10条関係)

産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書

職 氏 名 様

登録を受けた事項に変更を生じたので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第16条第4項の規定により、次のとおり登録の変更を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登 録 番 号	第 号	
変 更 に 係 る 最 終 処 分 場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

注 産業廃棄物処分業等の許可に係る事項について変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付すること。

様式第10号(第11条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由	
産業廃棄物処分場税 納付申告書 (年 月分から 年 月分まで)							
年 月 日 職 氏 名 様	納 税	住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		(電 話)			
		氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		Ⓜ			
	務 者	最 終	種 類				
		処 分 場	所 在 地				
			名 称				
		記入した者の氏名					
課税標準となる重量		税 率	税 額 ×				
トン		1,000円	円				
納 付 期 限		年 月 日					

注 1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (トン) (ア) + (エ)
	重 量 (トン) (ア)	容 量 (m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た 重量 (トン) (エ) = (イ) × (ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

様式第11号 (第11条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由
産業廃棄物処分場税 修正申告書 (年 月分から 年 月分まで)						
年 月 日 職 氏 名 様	納 税 義 務 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) (電話)				
		氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟				
	最 終 処 分 場	種 類				
		所 在 地				
		名 称				
		記入した者の氏名				
区 分		課 税 標 準 と な る 重 量	税 率	税 額 ×		
修 正 申 告 (A)		トン	1,000円	円		
当 初 申 告 (B)		トン	1,000円	円		
修正申告書による納付すべき税額 (A)-(B)				円		
納 付 年 月 日		年 月 日				

注 1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (トン) (ア) + (エ)
	重 量 (トン) (ア)	容 量 (m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た 重量 (トン) (エ) = (イ) × (ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

様式第12号(第12条関係)

産業廃棄物処分場税 更正(決定) 通知書
加算金決定

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

職 氏名 印

次のとおり更正(決定)したので、小計 欄の額と延滞金 欄の額との合計額を同封の納入書(納付書)により納めてください。

課 税 期 間	年 月分から		年 月分まで	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	
区 分	課税標準となる重量	税 率	税 額	
更正(決定)額	トン	1,000円	円	
既申告(更正・決定)額	トン	1,000円	円	
差引不足金額 (-)	/		円	
区 分	基礎となる税額	割 合	加 算 金 額	
過少申告加算金	円	%	円	
不申告加算金	円	%	円	
重 加 算 金	円	%	円	
区 分	税 額 等			
小計 (+ + +)	円			
延 滞 金	不足金額について、年 月 日から納入(納付)の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した金額			
更正(決定)の根拠法令	地方税法第 条第 項			
指 定 納 期 限	年 月 日			

(教示)

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務局長を経由して提出してください。

様式第13号(第13条関係)

最終処分場埋立処分業廃止届出書

職 氏 名 様

最終処分場において業として行う埋立処分を廃止するので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号	第 号	
最終処分場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
廃止する年月日	年 月 日	
廃止する理由		

様式第15号 (第13条関係)

最終処分場埋立処分業等再開届出書

職 氏 名 様

最終処分場において業として行う埋立処分を再開する(最終処分場を再開する)ので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登 録 番 号	第 号	
最 終 処 分 場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
再開予定年月日	年 月 日	

様式第16号(第14条関係)

産業廃棄物処分場税納税管理人申告書

職 氏 名 様

下記の者を納税管理人に定めたので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第23条第1項の規定により申告します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申告者 氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

納 税 管 理 人	住 所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕			
	氏 名 〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕		電 話 番 号	

納税管理人となることを承諾しました。

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

様式第17号(第14条関係)

産業廃棄物処分場税納税管理人承認申請書

職 氏 名 様

下記の者を納税管理人に定めることについて承認を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第23条第1項の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

納 税 管 理 人	住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕		
	氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕	電 話 番 号	

納税管理人となることを承諾します。

年 月 日

郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

様式第18号(第14条関係)

産業廃棄物処分場税納税管理人選定免除認定申請書

職 氏 名 様

納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、鳥取県産業廃棄物処分場税条例第23条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

納税管理人を定めることを要しない理由(産業廃棄物処分場税の徴収の確保に支障がない理由)

